平成２３年（フ）第１７０号
長野県須坂市大字日滝933番地16、前住所長野県須坂市大字日滝2286番地１
債務者　藤沢　久徳
１　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　樋川　和広
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月５日午前10時
５　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２３５号
愛知県豊橋市つつじが丘１丁目５番地の５503
債務者　鈴木　吉美
１　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　河口　理華
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月14日午前10時
５　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第３２号
秋田県仙北市西木町上桧木内字寺村108番地
債務者　松本　秋男
１　決定年月日時　平成23年８月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山本　隆弘
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月８日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
秋田地方裁判所大曲支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２１７号
奈良県宇陀市菟田野岩崎592番地の１
債務者　西本　國子
１　決定年月日時　平成23年８月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２７４号
奈良県橿原市石原田町319番地の１　ハイツボナール202号室
債務者　大谷　一広
１　決定年月日時　平成23年８月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２８１号
奈良県橿原市畝傍町31番地の２　レオパレス北村２号
債務者　中居　　修
１　決定年月日時　平成23年８月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２８２号
奈良県磯城郡田原本町八尾639　豊マンション２－５、住民票上の住所奈良県磯城郡三宅町大字石見422番地の13
債務者　藤原由己子
１　決定年月日時　平成23年８月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２８４号
奈良県北葛城郡広陵町大字安部839番地６、前住所奈良県生駒郡三郷町勢野西５丁目２番18号
債務者　荒木あかり
１　決定年月日時　平成23年８月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２９２号
奈良県大和高田市土庫１丁目13番25号
債務者　酒井　博文
１　決定年月日時　平成23年８月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１７６８号
愛知県春日井市宮町２丁目３番地16　リンピア長斉203号
債務者　タルトのお店タルティストこと　渡邉　慎二
１　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７６９号
愛知県春日井市宮町２丁目３番地16　リンピア長斉203号
債務者　渡邉　恵美
１　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９７５０号
大阪府守口市金田町１丁目23番19号
債務者　梅本工務店こと　梅本　満義
１　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７７３号
大阪市此花区伝法１丁目１番２―1044号
債務者　大草　浩司
１　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８０７号
大阪市中央区徳井町１丁目３番２号　ウィークリーマンション大手前1004号室、前住所神奈川県大和市大和東３丁目２番１―320号
債務者　渡辺　　巧
１　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８５９号
大阪府豊中市東泉丘１丁目７番１―202号
債務者　藤原　道子
１　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９２９号
大阪市北区長柄西１丁目１番28号
債務者　北橋　尊成
１　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９８８号
大阪市平野区加美東４丁目８番６―301号
債務者　西垣　和美
１　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部